

# 外国籍の住民の皆さんへ

## 住民基本台帳法が適用されます

7月9日(月)に外国人登録法が廃止され、改正された住民基本台帳法・入管法等が施行されます。

これにより、外国人住民の方も、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、住民票を作成します。

また、外国人登録証明書は廃止され、「特別永住者証明書」または「在留カード」に変わります。

主な変更点は次の3点です。

### 変更点1

#### 外国人登録原票から 住民票に変わります

現在、外国人の方は日本人の方とは異なる制度で住民登録されています。改正後は、日本人と同じ制度となり、住民票の写し等を発行します。このことにより、今まで外国人と日本人が同じ世帯であっても、「外国人登録原票記載事項証明書」と「住民票の写し」を、それぞれ取得していただきましたが、今後は世帯全員が記載された住民票の写しを発行できることとなります。

なお、外国人の方の住民票の記載項目は、現行の証明書より大幅に削減されます。

### 変更点2

#### 外国人登録証明書がなくなります

現在お持ちの外国人登録証明書は、「特別永住者証明書」または「在留カード」に変わります。新たなカード等への切り替え時期や手続きは、左記にお問い合わせください。

・特別永住者：日野町役場住民課

・それ以外の方：大阪入国管理局大津出張所  
(☎077-511-4231)

\*しばらくの間、外国人登録証明書が「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなされます。



### 変更点3

#### 他市町村に引っ越しをする時は 日野町で届け出が必要になります

新制度では、日野町外に住所変更をされる場合、まず日野町に「転出届」を出していただくこととなります(出国されるときは「国外転出」の届け出が必要になります)。

また、住所を変更される時は、必ず「特別永住者証明書」または「在留カード」を「持参ください」。



### 【お願い】

●7月9日以降、新たに入国される外国人は、その世帯主が外国人住民である場合、本人と世帯主との続柄を証する公的な文書(日本語でない場合は、その翻訳文も)が必要となります。

●5月7日現在で日野町に外国人登録をされている方については、登録されている内容で「仮住民票」を作成しました。

その記載事項について世帯ごとに通知を送付しましたので、内容の確認をお願いします。「通知がまだ届いていない」または、「通知の内容に誤りがある」場合は、外国人登録の変更・訂正の申請をしていただき、「仮住民票」を修正しますので住民課までお越しください。

(新制度では、外国人登録の情報を基に住民票を作成します。在留資格の変更や在留期間の更新があったときは速やかに役場へ届け出をお願いします)

### 住民票では

・住民票の氏名は、原則アルファベットで表記されます。

・漢字圏の外国人住民の氏名も原則アルファベット表記になり、漢字は日本で使える文字に置き換えて併記されることとなります。

・通称名やカタカナ併記名は、住民票には記載されませんが、特別永住者証明書や在留カードには記載されません。

・新制度により日本人の住民票についても、「世帯主の氏名」や「世帯主との続柄」に変更が生じる場合は住民票が修正されます。

その他制度について詳しくは総務省・法務省のホームページでも紹介をしています。

外国人に係る住民基本台帳制度

検索

### ◆問い合わせ先

住民課 住民担当

☎526571

有線☎7784